

問題冊子

2022 年 度

(法 学 部)

教 科 等	ページ数
小 論 文	13

試験開始の合図があるまで、問題冊子を開かないこと。

解答の書き方

1. 解答は、すべて別紙解答用紙の所定欄に、はっきりと記入すること。
2. 解答を訂正する場合は、きれいに消してから記入すること。
3. 解答用紙には、解答と受験番号のほかは、いっさい記入しないこと。
4. 解答欄への記入は、必ず横書きにすること。

注意事項

1. 試験開始の合図の後、すべて(2枚)の解答用紙に受験番号を必ず記入すること。
2. 下書き用紙は、片面だけ使用すること。
3. 試験終了時には、解答用紙を必ずページ順に重ね、机上に置くこと。解答用紙は、解答していないものも含め、すべて(2枚)を回収する。
4. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

問題 1 以下の文章を読んで、後の設問に解答しなさい。

法(学)をなぜ学ぶのかを考える前に、法が社会においてどのような役割を果たしており、なぜ必要なのかをまずは考えてみたい。法があってもなくてもどうでもいいものなら、法について学ぶ意味はあまりないことになる。

そもそも、法ルール—単純に「法」と呼ぶと国会で制定された「法律」のみを指すこともあるが、ここでは「法律」以外のさまざまなルールも含めて考えるので、「法ルール」と呼ぶ一とは何だろうか。社会には、さまざまなタイプの法ルールが存在しているけれども、法ルールのうちで最もシンプルなたちは、「要件」と「効果」を組み合わせたものである。つまり、何らかの条件である「要件」が充たされた場合に、何らかの「効果」が発動することを定めているのが、典型的な法ルールのかたちだ。数学やプログラミングに慣れた読者であれば、関数(function)—「入力=要件」と「出力=効果」の対応一だと捉えてもよい。

たとえば、殺人罪(刑法199条)という有名な法ルールをとってみよう。この法ルールは、「人」を「殺す」という要件を充たした場合に、「懲役刑」「死刑」などの刑罰という効果が発生することを定めている。要件と効果の組み合わせはさまざまなバリエーションがあり、殺人罪のように一つの条文に書き込まれているとは限らない。

たとえば、高校の校則の場合、「携帯電話を持ち込んではいけません」という要件(「携帯電話」の「持ち込み」)に関する条文と、「この校則に違反した場合には、教員による指導の対象となります」という効果(「教員による指導」)に関する条文とが別の場所に書き込まれている場合も多いだろう。あるいは、要件に関する条文のみが存在し、効果に関する条文が存在せず、効果については暗黙の了解としてしか存在しない場合もあるかもしれない。

では、特定の要件と特定の効果の組み合わせという法ルールは、何のために存在しているのだろうか。別の言い方をすれば、このようななかたちをとる法ルールが存在することによって、社会に対してどのような違いやメリットが生じてくるのだろうか。このことを考えるために、聞き慣れないことばかもしれないが、インセンティヴ(incentive)という概念を紹介したい。

インセンティヴということばは、「誘因」と訳されることが多い。簡単に言えば「アメとムチ」のことだが、人々の意思決定(法律用語では意「志」ではなく意「思」を使うことが多い)や行動を変化させるような要因を意味する。なんらかの意思決定や行動を促す「アメ」タイプのポジティブなインセンティヴと、なんらかの意思決定や行動を抑止する「ムチ」タイプのネガティブなインセンティヴとがあるが、どちらもインセンティヴである。

たとえば、クラスにとって何か良いことをした際に「クラスメートから褒められる」ことや、アルバイトをした際に「バイト代を受け取ること」は、自分にとってプラスな結果をもたらすので、ポジティブなインセンティヴの典型例だ。このようなインセンティヴがあるからこそ、「クラスにとって良いことをしよう」「アルバイトに励もう」といった意思決定や行動がなされやすくなる。

他方で、友人にとって何か望ましくないことをした際に、その友人から「怒られる」こと(あるいは最悪の場合には「友人関係を止められてしまう」こと)は、自分にとってマイナスで避けたいことだから、ネガティブなインセンティヴの例になる。このようなインセンティヴがあるからこそ、「その友人にとって望ましくないことはしないようしよう」という意思決定や行動がなされやすくなるわけである。

法ルールも、特定の要件が充たされた場合に、特定の効果が発生することを定めている。そうすると、法ルールとは、特定の要件を充たすことを促すインセンティヴ(効果がポジティブなものである場合)又は特定の要件を充たすことを抑止するインセンティヴ(効果がネガティブなものである場合)を設定するものだと捉えることができる。たとえば、先に挙げた殺人罪の例で言えば、「人」を「殺す」という要件を充たした場合に、「懲役刑」「死刑」といったネガティブなインセンティヴ——しばしば、サンクション(制裁)とも呼ばれる——が発動する。

このように、法ルールがさまざまなインセンティヴを設定するための手段であるとすると、法ルールが何のために存在するかも分かる。インセンティヴは、人々の意思決定や行動を変化させるような要因であり、法ルールがさまざまなインセンティヴを設定することを通じて、法ルールは、人々の意思決定や行動を変化させようとしているのだ。つまり、法ルールは、人々の意思決定や行動を変えることを通じて、社会を

変えていきたい場合に使われるツールなのである。

殺人罪の例で言えば、この法ルールは、「懲役刑」「死刑」といったネガティブなインセンティヴを設定することを通じて、「人」を「殺す」という要件が充足されにくいように社会を変えていくこと——おそらく、これが望ましいことであることについてはあまり異論はないだろう——を目的としているのである。

皆さんのが政治家や公務員となって社会をより良い方向に変えていきたいと考えたとき、それは多くの場合、法ルールを使うことによってなされる。そうだとすれば、法ルールの仕組みについて理解しておくことは、とりあえず望ましいことだと言えそうだ。

逆に、皆さんのが法ルールによって動かされる社会の側——個人や企業——であったとしても、自分に対してどのようなインセンティヴが設定されているかを知っておくことは、「賢く」生きていくためにとりあえず有益だと言えそうだ。自分にどんな「効果」がもたらされるのかを知らずに、「要件」にあてはまる行動をとってしまったら、予想外の不利益をこうむるかもしれないからだ。

法ルールが持つ、インセンティヴの設定のためのツールだという性格について理解するために、例を1つ見てみよう。米国のニューヨーク市での駐車禁止違反をめぐる法ルールが社会にどのような影響を与えたかという例である。

原付などの運転免許を取るために自動車教習所に通うと、交通ルールを学ぶことになる。その中に、駐車禁止ルールがある。私たちが車を運転する際に、目的地の近くで自由に駐車することができたならば、目的地に容易にアクセスすることができるから便利だろう。けれども、誰もがそう考えて自由に駐車してしまったら、道路が駐車車両であふれてしまい、道がふさがれ、かえって道路交通が不便になってしまう。そこで、どの国においても、駐車をしてよい場所・いけない場所を定めた交通ルール——これも法ルールであり、日本では道路交通法という法律で定められている——が存在している。

一般的には、駐車禁止の標識がある場所(交通量が多い場所がそうなっているところが多い)、道路の出入り口を塞いでしまうような場所、消火栓の周囲などが駐車禁止になっている。また、駐車をしても良い場所ではあっても、パーキングメーターの制限時間を超過して駐車している場合には、駐車禁止違反となる。そして、これら駐車禁止違反に該当すると——要件を充足すると——、罰金や最終的には免許停止など

につながる「点数」が与えられるというサ�クション——効果——が設定されていることが多い。

ところが、外交官については、特別なルールが存在している。外交官は、派遣国において自由に活動できた方が効果的な外交活動を行うことができると考えられている。そこで、国際的には、外交官については罰金や懲役などのサ�クションの対象にはしないというルール（「裁判権免除」（外交関係に関するウィーン条約による）と呼ばれている）が認められている。そして、この裁判権免除は、交通ルールにおける駐車禁止違反に対するサ�クションについても妥当するとされているのだ。

日本にも、いわゆる外交官ナンバー（青地に「外一XXXX」などのナンバープレート）を付けた自動車は走っており、東京の各国大使館が集まる地域においてはしばしば見かけることがある。しかし、そのような自動車の量は、東京を走っている自動車の総数に比べればほんのわずかに過ぎないはずだ。このため、外交官特権は、東京ではあまり問題になっていない。

これに対し、ニューヨーク市では、事情が少々違っていた。ニューヨーク市は、米国の首都ではないけれども、国連本部がある。国連本部があるということは、米国と国交のあるなしにかかわらず、世界中の全ての国と地域の外交官がニューヨーク市に集まっていることを意味する。そして、裁判権免除は、通常の外交官のみならず、国連外交官にもあてはまる。

そうすると、ニューヨーク市民にとっては交通ルールによって駐車禁止とされている場所であっても、外交官ナンバーを付けている国連外交官であれば、交通ルールを気にせず駐車することができる。そうしても罰金などのサ�クションを課されることがない。たとえば、レストランでディナーをとるとか、ミュージカルや映画を見るというときに、レストランやシアターの前の、本来であれば駐車禁止とされている場所に駐車してしまっても、国連外交官であればおとがめなしなのである。一般のニューヨーク市民であれば、駐車場所を探すためにあちこちさまよったり、高い駐車料金を払って駐車場に駐車したりすることになるのに対し、外交官ナンバーを付けている車が正々堂々と駐車禁止違反をしていれば、ニューヨーク市民としては、「あいつら何様だ」という気持ちになるだろう。

そんな市民感情の高まりを受けて、2002年10月に、2つの法ルールの改正がなされた。当時ニューヨーク州出身の上院議員であったヒラリー・クリントンらが作った連邦法(Clinton-Schumer 法)と、ニューヨーク州法とである。連邦法の方は、「外交官によって滞納された罰金の110%の金額を、合衆国の当該外交官の出身国に対するODA(政府開発援助)から控除できる」という内容のものだった。ODAの金額からすれば、たかだか数万円程度の罰金滞納額はたいした金額ではない。それに、そもそも外交官本人から罰金を徴収するのではなく、その出身国から徴収することになるから、外交官本人に対してどれくらいインセンティヴとしての意味を持つのかは怪しい。

これに対し、州法の方は、「駐車禁止違反の罰金を3回以上滞納した場合には、外交官ナンバープレートを没収してよい」というものだった。ちょうど野球のように、3ストライク・アウト方式である。外交官ナンバーを没収されること(新しい州法の効果)は、一見大きな問題にはなりそうにないけれど、外交官ナンバーを付けた車は、さまざまな特権を享受できるから、それを失ってしまうことは大きな損失であり、ネガティブなインセンティヴとして働くことが期待できる。では、この事例において、法ルールによって設定されたインセンティヴによって、人々の意思決定や行動に、どのような変化があったのだろうか？

(中略)

著作権者の許諾が得られていないため図を省略しています。

Raymond Fisman, et al. *Corruption, Norms, and Legal Enforcement: Evidence from Diplomatic Parking Tickets*. *Journal of Political Economy* 2007, 115:1020–1048. DOI: 10.1086/527495 Copyright © 2007 The University of Chicago.

図1

法改正前後の状況をまとめたのが、図1のグラフだ。月ごとの全ての外交官による駐車禁止違反の総数の経時変化を追ったこのグラフは、対数グラフといって読み方にちょっと工夫がいる。縦軸については1目盛り増えるごとに違反件数が10倍になる。

経時変化を見ていくと、2001年9月のいわゆる世界同時多発テロのときに、テロの被害を受けたニューヨーク市では駐車禁止違反が減っていることが分かる。もっとも、テロの際にはそもそも外出する人が(あるいは外交官の人数自体も)減っていただろうから、駐車禁止違反の件数が減ったことはさほど不思議ではない。実際、テロの後しばらくすると、駐車禁止違反の件数はほぼ元のレベルに戻っている。

ところが、法ルールが改正された2002年11月以降は、それ以前のおよそ100分の1に違反件数が激減しているのだ。もちろん、他のニューヨーク市民と同様に、罰金を払った上で駐車禁止違反をしている外交官が増えただけにすぎない可能性もあるけれども。ニューヨーク市民万歳！

このように、外交官ナンバーの没収というネガティブなインセンティヴの設定によって、2002年10月の法ルール改正は、それ以前に駐車禁止違反を繰り返していた国連外交官たちの行動を大きく変えることができた。法ルールによって新たなインセンティヴを導入することによって、法ルールの対象とする人々の行動を変え、より望ましい社会を作り出すという目的の達成に成功したわけである。

もっとも、ここにいう「より望ましい社会」というのが、誰にとって望ましい社会なのか、という問題は残るかもしれない。確かに、国連外交官による駐車禁止違反が多発している状態は、ニューヨーク市民にとって望ましくない社会であり、駐車禁止違反の減った社会の方が望ましい状態だと言えそうだ。しかし、米国民全体、あるいは、国際社会全体からすると、緊急の外交案件があるときなどにわざわざ駐車場を探す心配をせずに、どこにでも車を駐車してすぐさま外交案件に取りかかれる、といった状態の方が望ましいかもしれない。つまり、外交官は、駐車禁止違反を犯しても罰金を支払わなくてもよい、という社会の方が望ましい可能性もあるのだ。このように、確かに、法ルールは、インセンティヴを設定することによって人々の行動を変え、特定の社会目的を実現しようとするためのツールではあるけれども、その社会目的自体が本当に望ましいのか、という点については、また別の問題が残されていることになる。

出典：森田果『法学を学ぶのはなぜ？』2-16 頁(有斐閣, 2020 年)。なお、出題にあって、一部の表現を変更している。

設問 1 問題文に従いインセンティヴとは何かについて説明した上で、筆者がこのインセンティヴという用語を用いて法ルールをどのようなツールと考えているか 250 字以内で説明しなさい。

設問 2 2002 年 10 月のニューヨーク州法の改正の目的は達成されたか。グラフに基づいて 250 字以内で説明しなさい。その際、2001 年 9 月に発生した同時多発テロ事件の後における駐車違反の状況の変化にも触れなさい。

設問 3 下線部で筆者は法ルールが実現しようとする社会目的自体が本当に望ましいのかについては、別の問題が残されているという。法ルールが実現しようとする社会目的自体が一部の者にとっては望ましいが、それ以外の者にとっては望ましくないという例としてどのようなものがあるか、300 字以内で説明しなさい。

問題 2 以下の文章を読んで、後の設問に解答しなさい。

代表制民主主義の危機と政治への不満

近年、代表制民主主義の危機が呼ばれるようになっている。例えば、欧米では、各國でポピュリズムが台頭している。2016年には、いわゆるブレクジット(Brexit)で、国民投票によりイギリスのEU離脱が決まり、アメリカでは過激な主張を繰り返すドナルド・トランプが大統領に就任した。こうしたポピュリズム現象の背景には、政治を支配する既存のエリートへの不満があると言われている。

政治に対する不満は、日本も例外ではない。日本では、欧米ほどに深刻なポピュリズム現象は生じていないが、国会議員への信頼度は決して高くない。2019年1月の日本経済新聞の世論調査によれば、警察やマスコミ、自衛隊、裁判官などの8つの機関や団体、公職についての信頼度を尋ねたところ、国会議員は「信頼できない」が56%と最も不信度が高かった。

こうした不信・不満が生じる背景には、社会的に有利な立場にある人々の意見が反映されやすく、その結果、政治決定が一般市民の声と乖離するという、選挙の構造的問題があるかもしれない。代表制民主主義は、人々に平等な選挙権と被選挙権を保障することで、国政に一般市民の声を反映するものであるとされる。しかしながら、実際には、市民の声は平等に代表されてはいない。

中高年男性のための国会

選挙制議会はしばしば、富裕層、中高年、男性といった属性の議員で占められている。例えば、アメリカでは、日本の国会議員にあたる連邦議会議員の44%が100万ドル以上の純資産を持ち、82%が男性で、86%が白人、半数以上が弁護士や銀行員出身である。

日本の国会も、中高年男性議員が大きな割合を占めている。まず、女性議員の割合は非常に小さい。有権者のうち、女性の割合は51.66%だが(2019年7月21日現在)，国会における女性議員の割合は、衆議院では9.9%，参議院でも22.9%に過ぎない(2020年6月現在)。

次に、若い世代の議員も少ない。国会の議員定数は衆参合わせて710人(衆議院：

465人、参議院：245人)だが、2020年12月7日現在、20代の国会議員は0人で、30代も26人(3.7%)だけだ。25歳以上の日本人人口は、2019年10月時点では、9706.1万人であり、そのうち25～29歳は6.0%(586.2万人)、30代は14.2%(1380.4万人)を占めていることを考えれば、国会では若年層の代表が明らかに不足していることがわかる。議員の発言力には当選回数の影響が大きいことを鑑みれば、実際の人数以上に、若い議員の影響力は小さいことが推測される。

こうした議会構成の偏りは、そこでなされる意思決定にも影響を及ぼしていると考えられる。例えば、アメリカの連邦議会の意思決定は、富裕層の支持する政策ばかりを実現してきた。ある政策について、貧困層と富裕層の意見が対立している場合、政策決定者は富裕層の意見に沿った政策を実現し、更に、政策に対する貧困層と中産階級の意見がほぼ一致していて、それら二つの階級の意見(つまり多数派の意見)と富裕層の意見が対立している場合も、政策決定者は富裕層の意見に沿った政策を実現している。日本においても、女性議員の少なさが、選択的夫婦別姓など、主に女性が関心を持っている政策が争点化されにくい原因として指摘されている。

「ロトクラシー」の魅力

こうした選挙による代表制民主主義の問題点が認識される中、欧米で注目を集めているのが「ロトクラシー(lottocracy)」だ。ロトクラシーとは、選挙ではなく、「くじ引き」で(国会)議員を選ぶという、「抽選制」民主主義構想である。ロトクラシーの最大の魅力は、選挙による民主主義とは異なり、一般市民の声を等しく政治に反映できるということだ。ロトクラシーでは、一般市民から無作為抽出で国会議員を選ぶことで、人々は国会議員になる平等な機会を持つことになる。これにより、特定の属性の人々が過剰に議会に代表されたり、反対に過少に代表されたりという事態は生じなくなる。

重要なのは、ロトクラシーの議会は、全体人口の縮図を実現することである。このことは、有権者から統計的に十分な人数の国会議員が無作為抽出で選ばれる場合、国会は、性別や年齢などの属性や、個別の政策の支持・不支持の分布を、有権者人口における割合に比例して代表できるということを意味する。

ロトクラシー議会が全体人口の縮図になるのは、無作為抽出の効果である。無作為抽出のイメージとして、鍋で作ったスープを味見することを想像してほしい。スープ

を味見するとき、私たちはスープをよくかき混ぜた上で、スプーンで1杯だけすくつて味見をする。スプーン1杯だけで十分なのは、スープが均等に混ざっている場合には、スープのどこをすくっても、同じ味だからだ。世論調査ではわずか1000程度の回答だけで、約1億人の有権者の内閣や政党の支持率がおよそわかるのもこれと同じ原理である。

したがって、国会議員を一般有権者から無作為抽出すれば、国会議員の様々な属性の比率は、有権者全体のそれとおおよそ一致することになる。結果として、ロトクラシー議会では、選挙制議会で過少代表されている貧困層、女性、若年層などの利益が適切に代表されるとともに、あらゆる政治決定に、有権者全体の意見が等しく反映されることが期待される。

(中略)

「素人」の決定は安全か

とはいえる、現代の大規模な国家において、くじ引きで代表者を選ぶというのは、あまりにも荒唐無稽に思われるかもしれない。世界的にポピュリズムが問題視されていることを考えれば、「素人」である一般市民に複雑な意思決定を任せるのは危険すぎるのではないかだろうか。

しかしながら、こうした懸念は杞憂である。なぜなら、ロトクラシー議会における意思決定の環境は、ポピュリズムをもたらすような、通常の選挙における意思決定の環境とは全く異なるからだ。通常の選挙において、市民が誤った意思決定をしてしまう大きな原因是、市民に無数の情報を一つ一つ吟味する時間がないことである。人々には、仕事や家事など、優先すべきものがたくさんあり、また、自分の一票が結果を左右することはほとんどないため、投票のためだけに十分な情報を集めるインセンティブ(誘因)がない。そのため、不確かな情報に踊らされて、誤った決定をしてしまうという事態が生じやすい。

それに対し、ロトクラシー議会では、無作為抽出された市民は、専門家からの情報提供を受けた上で、時間をかけて熟議し、意思決定を下すことができる。必要な情報が与えられ、それを吟味する十分な時間が確保されるので、適切な意思決定を下すことが可能なのである。

存在感を増す「ミニ・パブリックス」の実践

実際、「ミニ・パブリックス」と呼ばれる無作為抽出された市民の会議が、様々な意思決定の場面で用いられるようになっている。そして、驚くべきことに、それらは非常にうまくいっている。

例えば、カナダのブリティッシュ・コロンビア州(2004)とオンタリオ州(2006-7)では、無作為抽出で選ばれた市民が選挙制度改革案について議論し、その提案が住民投票にかけられた。残念ながら、改革によって不利になることを恐れた既成政党の抵抗もあって、住民投票は否決されたものの、その提案内容自体は非常に優れたものであった。

アイルランドでは、2013年に、66人の市民と33人の政治家による憲法会議が実施され、そこでの提案を受けて、住民投票が実施され、2015年に同性婚が可能になった。最近では、フランス(2019-20)とイギリス(2020)で、それぞれ無作為抽出された市民による気候市民会議が実施されている(無作為抽出された市民による気候市民会議は現在、札幌市でも小規模ではあるが実施されている)。こうしたミニ・パブリックスの多くは助言的な役割にとどまっているが、徐々に意思決定プロセスにおける存在感を増してきている。

司法だけでなく、立法も

くじ引きとの関連で忘れてはならないのは、司法における市民参加である。無作為抽出された市民が司法に参加する陪審制は、イギリスやアメリカで伝統的に行われており、日本においても、2009年に裁判員制度という形で導入された。

裁判員裁判では、殺人をはじめとする重大犯罪について、専門職の裁判官とともに、満20歳以上の有権者から無作為抽出された裁判員が審理する。日本経済新聞によれば、2019年3月末時点で、約12000件の裁判員裁判が開かれ、裁判員68165人、補充裁判員23177人が選ばれた。つまり、司法の領域では、「素人」である一般市民が、日常的に人の生き死に関わる、困難かつ重大な意思決定に参加しているのである。「司法」の領域で、市民が意思決定に参加することが許容されるとすれば、より直接に市民生活に関わる意思決定を行う「立法」の領域において、市民の参加を認めない理由は乏しいのではないだろうか。

政治家だけに政治を任せた時代の終わり

もちろん、無作為抽出された市民が選挙政治家に完全に取って代わるというのは、現実的ではないだろう。選挙による代表制民主主義には200年以上の歴史があり、日本においても、1890年の国会開設から数えて、実に130年にわたる選挙制の歴史がある。こうした、選挙制の歴史を鑑みれば、それが一朝一夕に変わるとは考えにくい。しかしながら、もっと広い目で見れば、古代ギリシャ以来、2500年にわたる民主主義の歴史の中で、選挙とともに、くじ引きが重要な役割を担ってきたのも事実である。そう考えると、選挙による代表制民主主義が危機に陥っている現代、くじによる代表でそれを補完するというのは、ある意味で自然な流れだといえる。

つまり、無作為抽出された市民代表が選挙政治家に取って代わるのは難しいとしても、裁判員制度において、専門職の裁判官と市民の裁判員が協働しているように、選挙政治家と市民代表が協働するという形で、選挙の欠陥を補うというのはより現実的ではないだろうか。裁判員制度は、裁判に「国民の健全な社会常識」を反映することで、司法に対する国民の信頼を高めることを目指して導入された。しかしながら、「国民の健全な社会常識」を反映すべきなのは、むしろ立法の領域、国会ではないだろうか。

実際、冒頭で述べた日本経済新聞の調査でも、裁判官などに比べて、国會議員の信頼度は低いことが明らかにされている。このまま政治に対する信頼低下が続けば、ポピュリズムの台頭により破局的な事態が生じるかもしれない。こうした事態を防ぐためにも、無作為抽出された市民の参加によって、国政に「国民の健全な社会常識」を反映し、政治に対する信頼を回復する必要があるのではないだろうか。政治家だけに政治を任せた時代にも終わりが近づいていると言えるかもしれない。

出典：山口晃人「くじ引きで国會議員に？『ロトクラシー』というオルタナティブ：選挙は市民の声を反映できているか」(講談社現代新書ウェブサイト、<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/78111>、2020年)。なお、出題にあって、一部の表現を変更している。

設問 1 筆者は、政治の「素人」である一般市民が、選挙で誤った意思決定をしてしまう一方で、ロトクラシーの下では適切な意思決定ができるのは、なぜだと考えているか。200字程度で説明しなさい。

設問 2 選挙による代表制民主主義と対比しながら、ロトクラシーに対するあなたの考え方を500字程度で自由に述べなさい。